

令和3年度美味しまね認証残留農薬等検査について

上位認証取得者（農産物、林産物）の方へ

～検体の提供を検討されている方、ご提出をお忘れではありませんか？～

島根県では、美味しまね認証制度で認証された農林水産物が、適正な生産工程管理のもとで生産され安全であることを確認し、認証制度の信頼性の向上を図るとともに、さらなる適正な管理を推進するために、残留農薬等検査を実施しています。

今年度の残留農薬等検査について、令和3年4月23日付け産支第65号でお知らせ（新規認証者に対しては認証書と共にお知らせ）しましたとおり、上位認証取得者におかれては、必要に応じて、検体の提供へのご協力をお願いしております。

つきましては、県が実施する検査にご協力頂ける場合は、年度内に（あるいは監査受審日までに検査結果が入手出来るように）お忘れなきよう、検体をご提出ください。

なお、検査の進め方と検査結果については、HPでも公開しておりますので参考にしてください。詳しくはこちら⇒<http://oishimane.com/index.php?view=6507>

おって、県が実施する検査に検体を提出されない場合は、美味しまね認証生産工程管理基準（上位基準）2.9.11に基づき、2.9.12で求められている残留農薬検査を認証者自ら、年1回以上実施してください。残留農薬等検査をされず、検査結果の保管が無い場合は、監査で不適合とみなされる可能性があります。

※参考まで、基本認証取得者の方へも情報提供しますが、残留農薬等検査の対象ではありませんのでご留意ください。

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail: oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

